

## はしがき

世界貿易機関 (WTO) の紛争処理は、貿易紛争を WTO 協定に基づき処理し、解決に導いてきた。WTO におけるルールに基づく紛争解決は、多角的貿易体制の中心的な要素である。

しかし現在、米中は一方的貿易制限的措置の応酬によって貿易紛争をエスカレートさせ、WTO ではなく二国間協議の場において紛争を解決しようとしている。WTO 紛争処理が解決できなかったのは、米中貿易紛争に限られない。日本が韓国や中国と抱える貿易紛争や、米国と EU が争っている貿易紛争も、WTO 紛争処理によって実効的に解決されたとは言いがたい。

今日の貿易紛争は、これまで WTO 紛争処理が解決に導いてきた貿易紛争と何か異なるのか。それとも、WTO 紛争処理が、その成功を称賛されていた時代の姿から後退してしまったのだろうか。WTO において、貿易紛争をルールに基づき解決することはもはや不可能なのか。

本書は、これまで WTO を通じて処理されてきた紛争事例を研究することで、ルールに基づく貿易紛争処理の今後を展望するものである。

WTO 紛争処理の研究においては、紛争処理の裁判的機関であるパネルや上級委員会による認定を理解することが不可欠である。しかし、パネルや上級委員会の認定は、WTO 協定解釈および適用に関する極めて技術的な問題を含むうえ、その量も膨大であることから、その意義を適切に理解することは容易ではない。パネルや上級委員会の認定についての日本語の評釈としては、経済産業省や経済産業研究所の研究会で作成されたものがそれぞれのインターネット・サイト上で公開されているが、評釈も長文となりがちで、認定の主旨は伝わりにくい。

また、WTO 紛争処理が貿易紛争の解決に現に貢献してきたのかを評価するためには、パネルや上級委員会の認定のみならず、そもそもどのような経緯で紛争が発生し、パネルや上級委員会の認定が行われた後に紛争がどのように解

決したのか(しなかったのか)といった、前後の文脈を理解することが不可欠である。というのも、パネルや上級委員会によって加盟国の貿易措置のWTO協定違反が認定されたとしても、認定に従って措置が速やかに修正されなければ、実効的な紛争解決が実現しているとは言えないからである。しかし従来の研究は、パネルや上級委員会以外の紛争処理の全般的な過程を軽視しがちであったように思う。

そこで本書は、1995年のWTO成立以降紛争処理に付託された貿易紛争のなかで特に重要なものを選び、紛争がどのような経緯で発生したのか、WTOにおいてパネルや上級委員会がどのように認定したのか、認定が紛争の解決を導いたのか(導かなかったのか)といった、紛争処理の全般的な過程を分析することを目的とする。また本書は、パネルや上級委員会の認定のうち、特に重要なものについて、可能な限り簡潔かつ正確に解説することを目指している。

本書は、貿易紛争の主題(内容)に応じて章立てし、また基本的には個々の貿易紛争ごとに節立てしている。各章の冒頭には、その章で扱う貿易紛争を紛争番号とともに列挙している(五十音順。主として扱うものは太字で表示)。各章の「はじめに」では、その章で扱う貿易紛争に関するWTOルールの簡潔な解説を行い、各章の最後には、「まとめ」として、WTO紛争処理が紛争解決に貢献したかについての考察を加えている。本文中、WTO紛争やWTO協定は太字で表記している。以上のほか、本書の巻末には、本書で扱ったガット・WTO紛争やWTO協定の索引を資料として付した。紙幅の都合上、WTO紛争索引には、紛争番号、紛争の日本語名称、紛争当事国名を列挙するにとどめている。より詳細な情報は、紛争番号を手掛かりとして、WTOのインターネット・サイトや経済産業省通商政策局の不正貿易報告書から容易に入手可能である。また、パネルおよび上級委員会報告の評釈は、紛争番号を手掛かりとして、上述した経済産業省や経済産業研究所のインターネット・サイトで入手できるほか、一部のパネルおよび上級委員会報告の本書よりも詳細な要約は、著者の個人インターネット・サイトでも掲載している。

本書の内容は、特に明記しない限り、2022年1月末時点の情報に基づいている。

本書についてのアイディアは、博士論文を基にした『国際経済協定の遵守確保と紛争処理：WTO紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界』（有斐閣、2013年）を公表したときから念頭にあった。博士論文は、WTO紛争処理が貿易紛争の解決とWTO協定の遵守確保にどのように貢献しているかを分析するという点で、本書と共通するテーマを有するが、博士論文の主たる研究対象は紛争処理の手続的特徴であった。博士論文の審査において、紛争処理が紛争解決に実際に貢献しているかの事例研究を行う必要があるのではとのご指摘をいただき、次に取り組むべき研究題材として常に頭の片隅に置いていた。

出版を引き受けていただいた法律文化社の舟木和久さんには、小林友彦・飯野文・小寺智史・福永有夏『WTO・FTA法入門〔第2版〕』（法律文化社、2020年）の出版でも大変お世話になった。『WTO・FTA法入門〔第2版〕』企画の打ち合わせの後の何気ない会話のなかで口にした本書のアイディアを、舟木さんが受け止め企画にしてくださった。舟木さんのご尽力がなければ、この本が出版されることはなかった。心より感謝申し上げます。

本書の執筆に際しては、梅島修教授（高崎経済大学）、北村朋史准教授（東京大学）、小寺智史教授（西南学院大学）、平見健太講師（早稲田大学）から有用なコメントをいただいた。また本書の校正作業について、早稲田大学大学院法学研究科の長澤宏さん（博士後期課程）と三上隆也さん（修士課程）にお手伝いをいただいた。

本書の研究は、JSPS科研費18K01284（国際経済紛争処理制度における国際法の実態及び規則）および18KK0370（国際経済紛争処理制度の改革）の成果の一部である。

2022年3月

福永 有夏